

「地域の色・自分の色」実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 「色」という視点から身の回りの豊かな自然や歴史風土に関心を持ち、ふるさとの魅力や自ら学ぶ楽しさを感じとる子供達を育て、持続性の高い地域振興を目的に、「地域の色・自分の色」実行委員会（以下、実行委員会）を設置する。

(業務)

第2条 設置目的に向けた関係機関との調整や、実行段階における関係機関の支援。

(委員)

第3条 実行委員会の委員は、別紙1の者で構成する。

(役員)

第4条 実行委員会の役員は、委員長1名、副委員長2名以内及び監事1名をおく。

2 委員長は、実行委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、合議によりその職務を代理する。

(参与)

第5条 必要に応じて参与を若干名おくことができる。

(事務局)

第6条 実行委員会の円滑な遂行を図るため、事務局をおく。

2 事務局は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が務める。

(会議)

第7条 委員長は実行委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 実行委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 実行委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(関係機関連携推進協議会)

第8条 実行委員会に関係機関連携推進協議会（以下、協議会）を置く。

2 協議会の構成員は、別紙2の者で構成する。

3 協議会には、代表1名、顧問若干名及び参与若干名をおく。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほかに必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年7月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。